

白石市ツキノワグマ対策 誘引木緊急伐採事業『補助金』 よくあるお問い合わせ

<1.制度の概要>

Q1-1 どのような事業なのか

(答)

今年の秋は、クマが全国各地で大量出没し、過去最悪の人身被害を起こしています。市内でもクマの痕跡や出没、捕獲頭数が過去最多となり、市民生活にさまざまな被害や影響が懸念されています。

市では、市民の安全・安心な暮らしを守るため、ツキノワグマを誘引するおそれが高く、緊急的に「柿」と「栗」の木を伐採した所有者の方に対し補助金を交付する事業を、クマの痕跡や出没、捕獲頭数の実績などが多い地区に限定して実施します。

Q1-2 市民への周知方法は

(答)

対象地区に対し、「お知らせチラシ」と「申請書」を広報しろいし2月号と一緒に班回覧しています。

<2. 対象>

Q2-1 対象となる自治会は

(答)

越河地区、斎川地区、大平地区、福岡地区(深谷地区を含む)、小原地区です。

※対象となる誘引木は、上記の地区内に所在する柿と栗の木です。

Q2-2 対象者は

(答)

所有する柿や栗の木を、伐採事業者等に委託して伐採した方です。

※ツキノワグマ出没が増加した10月1日以降に伐採したものを対象とします。

Q2-3 対象となる樹木の種類は

(答)

「柿」と「栗」の木です。

Q2-4 伐採できる本数は

(答)

一世帯 2本までです。

Q2-5 申請本数は「一世帯2本まで」とあるが、申請書には3本目を記入する欄があり、3本目も申請できるのか

(答)

申請本数は一世帯2本までですが、全体の申請状況によって(例えば、申請本数が想定より少なかった場合など)は対象となる場合があります。

なお、3本目の対象可否については、申請者に送付する「補助金交付決定通知書」に対象木を明記しますので、ご確認ください。

Q2-6 補助対象・注意事項等はありますか

(答)

- (1) 半径約200m以内に住家がある誘引木を対象とします。
- (2) 農地の保全を目的とした伐採は対象外です。
- (3) 生産・出荷を目的とした果樹は対象外です。
- (4) 伐採事業者等へ委託し伐採した経費が対象となります。ただし、伐採した誘引木の収集運搬、処分及び伐根等に係る費用は対象外です。
- (5) 誘引木は根元から伐採しなければなりません。
- (6) 伐採後の土地に新たな誘引木を植えないでください。
- (7) 伐採後、再成長しないように維持管理をお願いします。
- (8) 伐採を申請できる樹木は自己所有物のみです。
- (9) 伐採した樹木に関して紛争が発生した場合は、自己の責任において解決してください。

<3.補助対象経費>

Q3-1 補助対象経費は

(答)

伐採事業者等に委託して発生した費用のうち、伐採に係る費用のみが対象です。(伐根や伐採した木の搬出、処分にかかる費用は対象外です。)

なお、千円未満を切り捨てた額を申請書に記入してください。

Q3-2 伐採事業者に支払った金額をすべて補助してくれるのか

(答)

伐採費用のみが対象です。伐根や伐採した木の搬出、処分にかかる費用は対象外です。

Q3－3 伐採事業者等に委託せず、自ら伐採した場合は補助金の対象になるのか

(答)

対象となりません。

伐採事業者等に委託して伐採した場合に限ります。

<4.申請手続き>

Q4－1 申請の受付期間は

(答)

令和8年2月2日（月）から3月10日（火）までです。

Q4－2 申請書の提出方法は

(答)

農林課（白石市農林振興センター内）の窓口に提出してください。

Q4－3 郵送や電話、電子メール等で申請を受付け可能か

(答)

郵送や電話、電子メール等での受付けは行っていません。窓口での受付のみです。

Q4－4 申請書はどこで配布しているのか

(答)

申請書は、対象地区に対し、広報しろいし2月号の班回覧で配布しています。

農林課でも用紙を配布しています。

また、市ホームページから申請書をダウンロードできます（お知らせチラシに二次元コードを掲載しています）。

Q4－5 申請書は手書きで記入なのか

(答)

本申請書は同意書も兼ねていますので、「氏名」欄は手書きで記入してください。

※本申請書は押印不要ですので、特に「氏名」欄は手書きで記入してください。

Q4－6 添付する書類はあるか

(答)

交付申請書には、下記の書類を添付してください。

- ① 誘引木の場所が分かる位置図
- ② 誘引木の伐採前と伐採後の状況が分かる写真
- ③ 伐採経費の内訳を確認できる書類の写し（見積書、請求書など）
- ④ 委託料の支払いを証明する書類の写し（領収証など）
- ⑤ 振込先の店舗番号、口座番号、フリガナが記載された通帳の写し

<5.その他>

Q5-1 市が誘引木を伐採する事業(白石市ツキノワグマ対策誘引木緊急伐採事業)に申請したが、重複して補助金にも申請できるのか

(答)

できません。

しかし、市が誘引木を伐採する事業において、上限未満の申請本数であれば可能な場合もあります。

<例>市の伐採事業での申請本数:1本 → 補助金でも1本申請可能

※詳しくは、農林課あてお問い合わせください。

Q5-2 補助金はいつ振り込まれるか

(答)

申請書の内容を審査後、申請者あてに交付決定通知書を郵送します。補助金は交付決定通知書の到着後、約2~3週間後に指定の口座へ振り込まれる予定です。